
山 梨 西 部 広 域 環 境 組 合
新 ご み 処 理 施 設 整 備 ・ 運 営 事 業
リ ス ク 管 理 方 針 書

令和 7 年 4 月 21 日

山梨西部広域環境組合

目 次

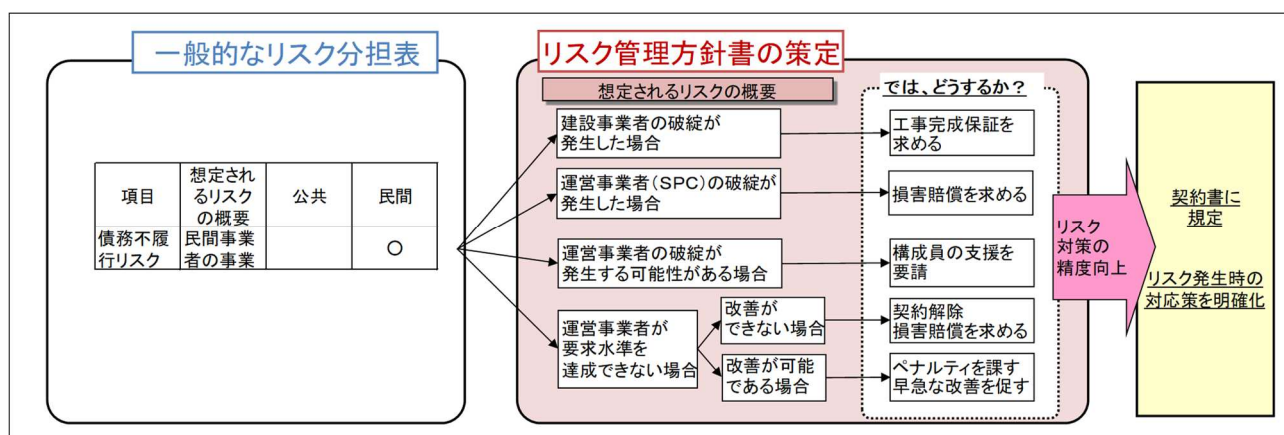
第1章 リスク管理方針書の目的.....	1
第2章 リスク区分の考え方と区分ごとの目的.....	2
第3章 事業に係るリスク抽出シート.....	3
1 契約締結段階.....	3
2 設計・建設段階.....	4
3 運營業務段階.....	8
4 事業終了段階.....	11
5 共通.....	12

第1章 リスク管理方針書の目的

山梨西部広域環境組合（以下「本組合」という。）は、「山梨西部広域環境組合新ごみ処理施設整備・運営事業（以下「本件事業」という。）を「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 117 号。以下「PFI 法」という。）に準じて、DBO（Design：設計、Build：施工、Operate：運営）方式により実施する。

本件事業を運営するにあたり、効率的かつ効果的な公共施設の整備・運営を実施し、良質なサービスを提供するためには、多種多様なリスクを本組合と民間事業者で適正に分担することが必要である。

リスク管理方針書とは、本件事業に係るリスクを細分化し項目ごとに整理、抽出したものを「リスクを管理できるものが当該リスクを分担する」という考え方にに基づき、本組合と民間事業者のリスクの役割分担や対応方針、想定される影響や費用、対象となる契約及び契約に含む内容などを整理したものである。これによりリスク管理を徹底し、事業の安定性・安全性の担保に資するとともに、仮にリスクが顕在化した場合でも新ごみ処理施設（以下「本施設」という。）の安定稼働への影響を最小限に留める仕組みを構築することを目的としている。



第2章 リスク区分の考え方と区分ごとの目的

本件事業では、本組合が事業の仕組みに係る諸条件を定めることから、本組合が事業の仕組みに係るリスクの検討を主導する立場となる。そのため、本組合でリスク対応策の考え方を示し、リスクが顕在化した場合の早急な対応を契約書などに規定することが重要である。

一方、一般廃棄物処理施設に関する技術的な面での「安全・安心」の確保には、民間事業者の技術・ノウハウ・創意工夫に期待するところが大きく、民間事業者がリスクの検討を主導する立場と考えられる。民間事業者の技術的な面でのリスクに対しては、民間事業者に設計思想や計画の考え方を提示してもらい、本組合と民間事業者間でリスクについての認識を共有することが重要である。

よって、リスク管理の考え方には、前者と後者では根本的な違いがあると考えられ、次の二つのリスク区分を設けてリスクに対する考え方を整理し、共有することが必要である。

リスク管理方針書では、下記【区分1】事業に係るリスクについて、リスクの詳細な分類、官民間の分担、本組合での具体的対応策について示すとともに、下記【区分2】施設設計などに係るリスクについては、安全・安心の観点から、本組合として民間側に求めるリスク対応の方向性を示している。

【区分1】事業に係るリスク

一般的に PFI/DBO 事業で利用されている「リスク分担表」に示されるリスクを細分化し、本組合でのリスク対応策の考え方を整理する。事業に係るリスクでは、事業の実施に際して、発生する可能性のあるリスクの抽出、対応策の検討により、リスクが顕在化した場合でも、本施設の安定稼働への影響を最小限に留める仕組みを構築することを目的とする。

【区分2】施設設計などに係るリスク

施設の性格上、施設の実施設設計は、民間事業者（プラントメーカー等）が行うとともに、民間事業者の技術・ノウハウによるところが大きい。そのため、施設設計に係るリスクについては、施設の安定稼働の確保、労働災害・交通事故等に対する民間事業者の設計思想や計画の考え方、リスク対応策などを提示してもらい、本組合と民間事業者間でリスクに係る認識を共有することにより、技術的な面での「安全・安心」を確保することを目的とする。

第3章 事業に係るリスク抽出シート

1 契約締結段階

項目	No	リスクの内容			リスク当事者			本組合が負担するリスク等 (対事業者)	事業者が負担するリスク等 (対本組合)	事業者が負担するリスクを担保する方法 (本組合での対応策)	契約などの当事者	対象となる契約及び契約に含む内容
		事業推進に影響を及ぼす可能性のある事項(リスク)	想定される影響	発生する費用	本組合	事業者 建設	運営					
契約リスク	1	本組合の責による場合	落札者の選定前に、本組合の政策方針の転換、財政破綻や債務の不履行等が発生した場合、本組合等が策定した計画の変更、不備により事業が中止となった場合	事業の中止、事業の再構築	・既存施設で追加的に生じる運営費 ・事業再構築に係る経費 ・事業者の実行済み経費	○			-	-	-	＜入札説明書＞【応募費用】 ■ 本組合は、落札者の選定迄に事業者の募集を中止することができる。この場合には、事業者に生じた応募費用を負担しない。
	2		落札者選定・基本協定締結後に、本組合の政策方針の転換、財政破綻や債務の不履行等が発生した場合、本組合等が策定した計画の変更、不備により事業が中止となった場合	事業の中止、事業の再構築	・既存施設で追加的に生じる運営費 ・事業再構築に係る経費 ・事業者の応募費用	○			・事業者の応募費用の負担	-	-	＜基本協定書 第7条第2項＞【事業契約の不成立】 ■ 発注者の責めに帰すべき事由により事業契約が本契約として成立しなかった場合において、落札者に損害を与えた場合、発注者は、その損害を賠償しなければならない。
	3		落札者選定・基本協定締結後に入札書類の誤りや不備により契約の締結が遅延した場合	事業開始の遅延等	・既存施設で追加的に生じる運営費 ・事業再構築に係る経費 ・事業者の追加費用	○			・事業者の追加費用	-	-	＜基本協定書 第12条＞【債務不履行】 ■ 発注者及び落札者は、本基本協定に基づく義務を履行せず、相手方に損害を与えた場合、その損害を賠償しなければならない。
	4	事業者の責による場合	構成員(代表企業含む)又は協力企業が、落札者選定後、基本協定の締結までに入札参加資格を満足できなくなった場合	事業開始の遅延等	・事業者の再選定、次点事業者との協議に要する費用 ・既存施設で追加的に生じる運営費	○			-	-	(落札者選定後の速やかな基本協定締結)	＜入札説明書＞【入札参加資格の欠如】 ■ 落札者決定日から建設工事請負契約の締結の承認に係る議会の議決日までの間に、落札者の構成事業者が入札参加資格を欠いた場合、本組合は、落札者と契約を締結しないことができる。 ※基本協定書を早期に締結することで、責任の所在を明らかにする。
	5		構成員(代表企業含む)又は協力企業が、基本協定の締結後、契約の締結までに入札参加資格を満足できなくなった場合(独占禁止法、刑法、暴力団排除関連を含む)	事業開始の遅延等	・既存施設で追加的に生じる運営費 ・事業者の再選定及び再契約に係る経費				本組合に生じた損害の負担	連帯責任による違約金・損害賠償の支払を規定	本組合、構成員、協力企業	＜基本協定書 第5条＞【事業契約を締結しない場合及び違約金、損害賠償金】 ■〔第1項〕事業契約の本契約成立前において、次の場合、仮契約を締結せず又は本契約として成立させないことができる。 ・落札者の全部または一部が入札参加資格を喪失した場合 ・落札者の役員が暴力団であると認められた場合等 ■〔第2項〕落札者は連帯して、本組合に対し、落札金額の100分の10に相当する金額の違約金、違約金を上回る損害賠償を支払う義務を負う。 ＜基本協定書 第5条＞【談合その他不正行為に対する措置】 ■〔第1項〕事業契約の本契約成立前において、仮契約を締結せず又は本契約として成立させないことができる。 ・落札者が独占禁止法第3条の規定に違反した場合等 ・落札者が刑法第96条の6又は独占禁止法第198条第1項に該当した場合 ・落札者が本組合の入札参加停止措置を受けた場合 ■〔第2項、第3項〕落札者は連帯して、本組合に対し、落札金額の100分の10に相当する金額の違約金、違約金を上回る損害賠償を支払う義務を負う。
	6		基本協定の締結後、事業者の自らの都合により契約を締結しない場合	事業開始の遅延等	・既存施設で追加的に生じる運営費 ・事業者の再選定及び再契約に係る経費				本組合に生じた損害の負担	連帯責任による違約金・損害賠償の支払を規定	本組合、構成員、協力企業	＜基本協定書 第5条＞【事業契約を締結しない場合及び違約金、損害賠償金】 ■〔第1項〕事業契約の本契約成立前において、次の場合、仮契約を締結せず又は本契約として成立させないことができる。 ・正当な理由なく事業契約締結に係る協議に着手しない場合 ・落札者の自らの都合により事業契約を締結しない場合 ■〔第2項、第3項〕落札者は連帯して、本組合に対し、落札金額の100分の10に相当する金額の違約金、違約金を上回る損害賠償を支払う義務を負う。
	7		事業者の構成員や協力企業の責に帰する事由(契約手続の未実行、契約内容の未履行等)により契約の締結が遅れた場合	事業開始の遅延等	・既存施設で追加的に生じる運営費				本組合に生じた損害の負担	損害賠償の支払を規定	本組合、構成員、協力企業	＜基本協定書 第12条＞【債務不履行】 ■ 発注者及び落札者は、本基本協定に基づく義務を履行せず、相手方に損害を与えた場合、その損害を賠償しなければならない。
	8	本組合、事業者のいずれの責にもよらない場合	法制度の変更により、事業の実施が不可能となる場合	事業の中止、事業の再構築	・既存施設で追加的に生じる運営費 ・事業再構築に係る経費 ・事業者の実行済業務費	○	○	○	-	-	双方が負担する旨を規定	＜基本協定書 第7条＞【契約の不成立】 ■〔第1項〕本組合及び落札者のいずれの責にも帰すべきでない事由により、事業契約が本契約として成立しなかった場合、既に本組合、落札者が支出した費用は各自が負担し、本組合及び落札者は、契約の締結に至らなかったこと又はその本契約としての不成立に起因する債権、債務が相互に存在しないことを確認する。

項目	No	リスクの内容			リスク当事者			本組合が負担するリスク等(対事業者)	事業者が負担するリスク等(対本組合)	事業者が負担するリスクを担保する方法(本組合での対応策)	契約などの当事者	対象となる契約及び契約に含む内容	
		事業推進に影響を及ぼす可能性のある事項(リスク)	想定される影響	発生する費用	本組合	事業者 建設	事業者 運営						
契約リスク	9	本組合、事業者のいずれの責にもよらない場合	地震等の災害発生により、本事業の実施が不可能となる場合	事業の中止、事業の再構築	・既存施設で追加的に生じる運営費 ・事業再構築に係る経費 ・事業者の実行済業務費	○	○	○	-	-	双方が負担する旨を規定	本組合、構成員、協力企業	<基本協定書 第7条>【契約の不成立】 [第1項] 本組合及び落札者のいずれの責にも帰すべきでない事由により、事業契約が本契約として成立しなかった場合、既に本組合、落札者が支出した費用は各自が負担し、本組合及び落札者は、契約の締結に至らなかったこと又はその本契約としての不成立に起因する債権、債務が相互に存在しないことを確認する。
	10		組合議会で未決や未承認となる場合	事業の中止、事業の再構築	・既存施設で追加的に生じる運営費 ・事業再構築に係る経費 ・事業者の実行済業務費	○	○	○	-	-	双方が負担する旨を規定	本組合、構成員、協力企業	<基本協定書 第7条>【契約の不成立】 ■[なお書き] 組合議会において建設工事請負契約の締結が否決された場合は、発注者及び落札者のいずれの責めにも帰すことができない事由とし、第8条第1項を適用する。 ■建設工事請負契約の締結否決された場合は、運営業務委託契約も同様にして発注者及び落札者のいずれの責めにも帰すことができない事由とし、第8条第1項を適用する。

2 設計・建設段階

項目	No	リスクの内容			リスク当事者			本組合が負担するリスク等(対事業者)	事業者が負担するリスク等(対本組合)	事業者が負担するリスクを担保する方法(本組合での対応策)	契約などの当事者	対象となる契約及び契約に含む内容	
		事業推進に影響を及ぼす可能性のある事項(リスク)	想定される影響	発生する費用	本組合	事業者 建設 運営							
各種調査の不備リスク	11	本組合の責による場合	本組合が実施した地形・地質等現地調査に不備がある場合	工期延長、運営開始の遅延	・既存施設で追加的に生じる運営費 ・業務変更に係る経費	○			建設事業者の業務変更に係る経費を負担	-	-	本組合、建設事業者	<建設工事請負契約 第10条の4>【事前調査】 ■〔第3項〕事業者の事前調査により、工事用地等に瑕疵が判明し、かつそれが入札説明書要等で規定されていなかった、又は入札説明書等と異なっていた場合、本組合は事業者が生じた損害等を合理的な範囲で負担する。 <建設工事請負契約 第18条>【条件変更等】 ■〔第5項〕入札説明書等の訂正又は変更が行われた場合、本組合は、必要がある場合は設計・建設期間若しくは請負代金額を変更し、又は事業者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担する。
	12	事業者の責による場合	建設事業者が追加で実施した調査に不備がある場合	工期延長、運営開始の遅延	・既存施設で追加的に生じる運営費 ・業務変更に係る経費		○		-	本組合に生じた損害の負担	追加費用の負担を規定	本組合、建設事業者	<建設工事請負契約 第10条の4>【事前調査】 ■〔第2項〕事業者は、事前調査又はその調査結果に係る不備及び誤り等から生じる一切の責任及び増加費用を負担する。
	13	本組合の責による場合	本組合が提示した要求水準書や設計に係る仕様変更を指示した場合	工期延長、運営開始の遅延	・既存施設で追加的に生じる運営費 ・業務変更に係る経費	○			建設事業者の業務変更に係る経費を負担	-	-	本組合、建設事業者	<建設工事請負契約 第19条>【要求水準書の変更】 ■〔第1項〕本組合は、必要な場合は、要求水準書の変更内容を事業者に通知して、要求水準書を変更することができる。この場合、本組合は、必要がある場合は設計・建設期間若しくは請負代金額を変更し、又は事業者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担する。
	14		本組合の指示による設計図書不適合の場合	工期延長、運営開始の遅延	・既存施設で追加的に生じる運営費 ・業務変更に係る経費	○			建設事業者の業務変更に係る経費を負担	-	-	本組合、建設事業者	<建設工事請負契約 第17条>【入札説明書等不適合の場合の改造義務及び破壊検査等】 ■〔第1項〕不適合が本組合の指示による場合その他本組合の責に帰する事由による場合は、本組合は、必要な場合は履行期間又は請負代金額を変更し、又は事業者に損害が生じたときは必要な費用を負担する。
	15	事業者の責による場合	設計図書不適合により工事の遅延が発生する場合	協議、設計及び施工内容の変更による事業の遅延	・既存施設で追加的に生じる運営費 ・業務変更に係る経費		○		-	本組合に生じた損害の負担	追加費用の負担を規定	本組合、建設事業者	<建設工事請負契約 第17条>【要求水準書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等】 ■〔第1項〕事業者は、本工事の施工部分が要求水準書に適合しない場合において、監督員(本組合)がその改造を請求したときは、当該請求に従わなければならない。 <建設工事請負契約 第54条>【発注者の損害賠償請求等】 ■〔第1項〕事業者は、設計・建設期間内に本工事を完成することができないときは、本組合はこれによって生じた損害の賠償を事業者に請求する。 ※ 損害には既存施設で追加的に生じる運営費を含むものとする。
	16		建設事業者の基本・実施設計不備等により事業の実施が不可能になった場合	事業の中止、事業の再構築	・既存施設で追加的に生じる運営費 ・事業再構築に係る経費 ・事業者の実行済業務費		○		-	本組合に生じた損害の負担	違約金・損害賠償の支払を規定	本組合、建設事業者	<建設工事請負契約 第46条>【発注者の催告による解除権】 ■〔第1項〕工事等を履行期間内に完成しないとき、又は本工事等を履行期間経過後相当の期間内に完成する見込みがないと認められる場合は、本組合は、履行を催告の上、契約を解除することができる。 <建設工事請負契約 第54条>【発注者の損害賠償請求等】 ■〔第1項〕事業者は、設計・建設期間内に本工事を完成することができないときは、本組合はこれによって生じた損害の賠償を事業者に請求する。 ■〔第1項〕事業者が本契約での債務の履行が不能となったときは、本組合はこれによって生じた損害の賠償を事業者に請求する。 ※ 損害には既存施設で追加的に生じる運営費を含むものとする。

項目	No	リスクの内容			リスク当事者		本組合が負担するリスク等(対事業者)	事業者が負担するリスク等(対本組合)	事業者が負担するリスクを担保する方法(本組合での対応策)	契約などの当事者	対象となる契約及び契約に含む内容
		事業推進に影響を及ぼす可能性のある事項(リスク)	想定される影響	発生する費用	本組合	事業者 建設 運営					
工事の遅延リスク	17	本組合の責による場合	施設設計確認の遅れなど本組合の事由により建設着工が事業者と合意した期間から遅延した場合	工期延長、運営開始の遅延 ・既存施設で追加的に生じる運営費 ・事業再構築に係る経費 ・事業者の業務費(増加分)	○		事業者の実行済み費用(損害)の負担	-	-	本組合、建設事業者	<建設工事請負契約 第 21 条> 【受注者の請求による設計・建設期間の延長】 ■〔第 1 項〕 事業者は、事業者の責めに帰すことができない事由による場合は、本組合に設計・建設期間の延長変更を請求することができる。 ■〔第 2 項〕 本組合は、前項の場合、請負代金額について必要と認められる変更を行い、又は事業者に損害が生じたときは必要な費用を負担する。
	18		本組合の提示条件の不備や本組合の指示により工程が変更された場合								
	19	事業者の責による場合	施設設計の遅延や工事の遅延、完工供用開始の遅延が発生した場合	工期延長、運営開始の遅延 ・既存施設で追加的に生じる運営費 ・事業再構築に係る経費、事業者の業務費(増加分)		○	-	本組合に生じた損害の負担	生じた損害を負担する旨を規定	本組合、建設事業者	<建設工事請負契約 第 54 条> 【発注者の損害賠償請求等】 ■〔第 1 項〕 事業者は、設計・建設期間内に本工事等を完成することができないときは、本組合はこれによって生じた損害の賠償を事業者に請求する。 ※ 損害には既存施設で追加的に生じる運営費を含むものとする。
	20	経済情勢等の影響による資材・部品の調達・納入遅延の発生(事業者に責が無い場合に限る)	工期延長、運営開始の遅延	・既存施設で追加的に生じる運営費 ・事業再構築に係る経費 ・事業者の業務費(増加分)	○		事業者に追加的に生じる費用の負担	-	-	本組合、建設事業者	<建設工事請負契約 第 21 条> 【受注者の請求による設計・建設期間の延長】 ■〔第 1 項〕 事業者は、事業者の責めに帰すことができない事由による場合は、本組合に履行期間の延長変更を請求することができる。 ■〔第 2 項〕 本組合は、前項の場合、請負代金額について必要と認められる変更を行い、又は事業者に損害が生じたときは必要な費用を負担する。
	21	大規模災害等により人員確保が困難となり遅延が発生する場合(事業者に責が無い場合に限る)	工期延長、運営開始の遅延	・既存施設で追加的に生じる運営費 ・事業再構築に係る経費 ・事業者の業務費(増加分)	○		事業者に追加的に生じる費用の負担	-	-	本組合、建設事業者	<建設工事請負契約 第 21 条> 【受注者の請求による設計・建設期間の延長】 ■〔第 1 項〕 事業者は、事業者の責めに帰すことができない事由による場合は、本組合に履行期間の延長変更を請求することができる。 ■〔第 2 項〕 本組合は、前項の場合、請負代金額について必要と認められる変更を行い、又は事業者に損害が生じたときは必要な費用を負担する。 <建設工事請負契約 第 29 条【不可抗力による損害】 ■〔第 3 項〕 事業者は、不可抗力による損害による費用の負担を本組合に請求することができる。
工事費増大リスク	22	本組合の責による場合	発注条件変更等により工事費の増加が発生した場合	工事費の増加	○		建設事業者の業務変更に係る経費を負担	-	-	本組合、建設事業者	<建設工事請負契約 第 19 条> 【要求水準書の変更】 ■〔第 1 項〕 本組合は、必要場合は、要求水準書の変更内容を事業者に通知して、要求水準書を変更することができる。この場合、本組合は、必要場合は設計・建設期間又は請負代金額を変更し、又は事業者に損害が生じたときは必要な費用を負担する。
	23		本組合自らが実施する調査、工事に係る事故等が発生した場合	工期延長、運営開始の遅延	○		復旧費を負担	-	-	本組合、建設事業者	<建設工事請負契約 第 19 条> 【要求水準書の変更】 ■〔第 1 項〕 本組合は、必要場合は、要求水準書の変更内容を事業者に通知して、要求水準書を変更することができる。この場合、本組合は、必要場合は設計・建設期間又は請負代金額を変更し、又は事業者に損害が生じたときは必要な費用を負担する。
	24	事業者の責による場合	調査、工事に係る事故等が発生した場合	工期延長、運営開始の遅延		○	-	復旧費を負担	建設事業者の責任の旨を規定	本組合、建設事業者	<建設工事請負契約 第 54 条> 【発注者の損害賠償請求等】 ■〔第 1 項〕 事業者は、設計・建設期間内に本工事等を完成することができないときは、本組合はこれによって生じた損害の賠償を事業者に請求する。 ※ 損害には既存施設で追加的に生じる運営費を含むものとする。
	25		本組合の責によらず工事費の増加が発生した場合	工事費の増加		○	-	増大工事費の負担	建設事業者の責任の旨を規定		<建設工事請負契約 第 27 条> 【一般的損害】 ■〔第 1 項〕 工事目的物又は工事材料について生じた損害その他本工事等を行うにつき生じた損害は、事業者がその費用を負担する。
試運転、引渡性能試験リスク	26	本組合の責による場合	試運転、引渡性能試験に要するごみの供給量不足等が発生した場合	工期延長、運営開始の遅延	○		建設事業者の業務変更に係る経費を負担	-	-	本組合、建設事業者	<建設工事請負契約 第 31 条の 2>【試運転、予備性能試験及び引渡性能試験】 ■ 本組合は、試運転、予備性能試験、引渡性能試験期間中に必要な処理対象物を提供する。 <基本協定書 第 12 条> 【債務不履行等】 ■ 発注者及び落札者は、本基本協定に基づく義務を履行せず、相手方に損害を与えた場合、その損害を賠償しなければならない。(この場合はごみの供給に係る本組合の義務。)
	27	事業者の責による場合	試運転、引渡性能試験の結果、契約で規定した要求水準等に未達の場合	工期延長、運営開始の遅延		○	-	本組合に生じた損害の負担	生じた損害を負担する旨を規定	本組合、建設事業者	<建設工事請負契約 第 54 条> 【発注者の損害賠償請求等】 ■〔第 1 項〕 事業者は、設計・建設期間内に本工事等を完成することができないときは、本組合はこれによって生じた損害の賠償を事業者に請求する。 ※ 損害には既存施設で追加的に生じる運営費を含むものとする。
	28		重大な契約不適合が発見された場合	工期延長、運営開始の遅延		○	-	本組合に生じた損害の負担	生じた損害を負担する旨を規定	本組合、建設事業者	<建設工事請負契約 第 44 条> 【契約不適合責任】 ■〔第 1 項〕 本組合は、契約不適合がある場合はその履行の追完を請求することができる。 ■〔第 3 項〕 本組合は、事業者による履行の追完が行われない場合は、代金の減額を請求することができる。

項目	No	リスクの内容			リスク当事者			本組合が負担するリスク等(対事業者)	事業者が負担するリスク等(対本組合)	事業者が負担するリスクを担保する方法(本組合での対応策)	契約などの当事者	対象となる契約及び契約に含む内容	
		事業推進に影響を及ぼす可能性のある事項(リスク)		想定される影響	発生する費用	本組合	事業者 建設 運営						
交付金リスク	29	本組合の責による場合	その他の事由により予定していた交付金額が交付されない又は交付金の交付が遅延し、事業の解除・遅延が発生した場合	交付金交付に係る事業の遅延、契約の解除	・既存施設で追加的に生じる運営費 ・建設事業者の業務変更に係る経費 ・建設事業者の再選定及び再契約に係る経費	○			建設事業者の業務変更に係る経費を負担又は契約の解除	-	-	本組合、建設事業者	<建設工事請負契約 第 19 条>【要求水準書の変更】 ■〔第 1 項〕 本組合は、必要な場合は、要求水準書の変更内容を事業者に通知して、要求水準書を変更することができる。この場合、本組合は、必要な場合は履行期間又は請負代金額を変更し、又は事業者に損害が生じたときは必要な費用を負担する。 <建設工事請負契約 第 45 条>【発注者の任意解除権】 ■〔第 1 項〕 本組合は、必要があるときには、建設工事請負契約を解除することができる。 ■〔第 2 項〕 本組合は、建設工事請負契約の解除により事業者に及ぼした損害を賠償する。
	30	事業者の責による場合	事業者の事由により予定していた交付金額が交付されない又は交付金の交付が遅延し、事業の解除・遅延が発生した場合	交付金交付に係る事業の遅延、契約の解除	・既存施設で追加的に生じる運費 ・建設事業者の業務変更に係る経費 ・建設事業者の再選定及び再契約に係る経費		○		-	本組合に生じた損害の負担(民間協定等による起因者による損害負担)	本組合に損害が生じた場合、建設事業者による負担を規定	本組合、建設事業者	<建設工事請負契約 第 46 条>【発注者の催告による解除権】 ■〔第 1 項〕 本工事等を設計・建設期間内に完成しないとき、又は本工事等を設計・建設期間経過後相当の期間内に完成する見込みがないと認められる場合は、本組合は、履行を催告の上、契約を解除することができる。 <建設工事請負契約 第 54 条>【発注者の損害賠償請求等】 ■〔第 1 項〕 事業者は、設計・建設期間内に本工事等を完成することができないときは、本組合はこれによって生じた損害の賠償を事業者に請求する。 ■〔第 1 項〕 事業者において本契約での債務の履行が不能となったときは、本組合はこれによって生じた損害の賠償を事業者に請求する。 ※ 損害には既存施設で追加的に生じる運営費を含むものとする。
物価変動リスク	31	物価変動により、建設費が変動する場合		-	・物価変動費	○	△		物価変動費を負担	一定の範囲内は負担	建設工事請負契約書第 25 条の内容を規定	本組合、建設事業者	<建設工事請負契約 第 25 条>【賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更】 ■〔第 1 項〕 本組合又は事業者は、設計・建設期間内で請負契約締結の日から 12 月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不適当となったと認めたときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。 ■〔第 2 項〕 第 1 項による請求があったとき物価による変動前後の残工事代金額の差額のうち 1.5%を超える部分につき請負代金額の変更を行う。なお、変動後の賃金又は物価を算出する上で基準となる変動前の賃金又は物価は入札公告日の属する月の賃金又は物価とする。 ■〔第 5 項〕 本組合又は事業者は、主要な工事材料の価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不適当となった場合は請負代金額の変更を請求できる。 ■〔第 6 項〕 急激なインフレ/デフレにより請負代金額が不適当となった場合は、本組合又は事業者は請負代金額の変更を請求できる。
不可抗力リスク	32	大規模災害による損害が大きく、事業の実施が不可能となる場合		事業の中止、事業の再構築	・既存施設で追加的に生じる運営費 ・事業再構築に係る経費 ・事業者の実行済業務費	○			契約の解除 建設事業者の業務変更に係る経費を負担	-	-	本組合、建設事業者	<建設工事請負契約 第 20 条>【工事の中止】 ■〔第 1 項〕 天災等のうち事業者の責に帰すことができないものにより工事目的物に損害を生じ、又は工事現場の状態が変動したため、事業者が本工事を施工できない場合は、本組合は、本工事の中止内容を直ちに事業者に通知して、本工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。 ■〔第 3 項〕 本工事の施工を一時中止させた場合、必要な場合は設計・建設期間又は請負代金額を変更し、又は事業者が本工事の続行に備え工事現場を維持し又は労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の本工事の施工の一時中止に伴う増加費用を負担し又は事業者に損害が生じたときは必要な費用を負担する。 <建設工事請負契約 第 45 条>【発注者の任意解除権】 ■〔第 1 項〕 本組合は、必要があるときには、建設工事請負契約を解除することができる。 〔第 2 項〕 本組合は、建設工事請負契約の解除により事業者に及ぼした損害を賠償する。 ※ 不可抗力による契約解除については本条を援用する。
	33	大規模災害による損害が発生し、修復のため遅延が発生する場合、災害による運営時期管理開始の遅延、災害復旧費の発生が生じた場合		工期延長、運営開始の遅延	・災害復旧費 ・既存施設で追加的に生じる運営費 ・業務変更に係る経費	○	△		災害復旧費を負担、建設事業者の業務変更に係る経費を負担	一定の範囲内は負担	請負代金額の 1%までを建設事業者が負担する旨を規定	本組合、建設事業者	<建設工事請負契約 第 29 条>【不可抗力による損害】 ■〔第 4 項〕 本組合は、事業者から損害による費用の負担の請求があったときは、当該損害の額及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額のうち請負代金額の 100 分の 1 を超える額を負担する。 <建設工事請負契約 第 21 条>【受注者の請求による設計・建設期間の延長】 ■〔第 4 項〕 不可抗力等により遅延等が生じた場合は、事業者は本組合に設計・建設期間の延長変更を請求することができる。
政治リスク	34	本組合の政策方針の転換、財政破綻等により事業の実施が不可能となる場合		事業の中止、事業の再構築	・既存施設で追加的に生じる運営費 ・事業再構築に係る経費 ・事業者の実行済業務費	○			契約の解除 建設事業者の業務変更に係る経費を負担	-	-	本組合、建設事業者	<建設工事請負契約 第 45 条>【発注者の任意解除権】 ■〔第 1 項〕 本組合は、必要があるときには、建設工事請負契約を解除することができる。 〔第 1 項〕 本組合は、建設工事請負契約の解除により事業者に及ぼした損害を賠償する。
	35	本組合の政策方針の転換等により事業の変更が必要になった場合		工期延長、運営開始の遅延	・既存施設で追加的に生じる運営費 ・業務変更に係る経費	○			建設事業者の業務変更に係る経費を負担	-	-	本組合、建設事業者	<建設工事請負契約 第 19 条>【要求水準書の変更】 ■〔第 1 項〕 本組合は、必要な場合は、要求水準書の変更内容を事業者に通知して、要求水準書を変更することができる。この場合、本組合は、必要な場合は設計・建設期間又は請負代金額を変更し、又は事業者に損害が生じたときは必要な費用を負担する。

項目	No	リスクの内容			リスク当事者			本組合が負担するリスク等(対事業者)	事業者が負担するリスク等(対本組合)	事業者が負担するリスクを担保する方法(本組合での対応策)	契約などの当事者	対象となる契約及び契約に含む内容	
		事業推進に影響を及ぼす可能性のある事項(リスク)	想定される影響	発生する費用	本組合	事業者 建設	運営						
住民対応リスク	36	本組合の責による場合	工事計画や工事そのものの不備等により住民よりクレームがあった場合	工期延長、運営開始の遅延 事業内容の変更	・既存施設で追加的に生じる運営費 ・業務変更に係る経費	○			-	建設事業者の業務変更に係る経費を負担	追加費用の負担を規定	本組合、建設事業者	＜建設工事請負契約 第21条＞【受注者の請求による設計・建設期間の延長】 ■〔第1項〕 不可抗力、その他事業者の責めに帰すことができない事由により遅延等が生じた場合は、事業者は本組合に設計・建設期間の延長変更を請求することができる。
	37	事業者の責による場合	工事計画や工事そのものの不備等により住民よりクレームがあった場合	工期延長、運営開始の遅延 事業内容の変更	・既存施設で追加的に生じる運営費 ・業務変更に係る経費		○		-	建設事業者の業務変更に係る経費を負担	追加費用の負担を規定	本組合、建設事業者	＜建設工事請負契約 第54条＞【発注者の損害賠償請求等】 ■〔第1項〕 事業者は、設計・建設期間内に本工事等を完成することができないときは、本組合はこれによって生じた損害の賠償を事業者に請求する。 ※ 損害には既存施設で追加的に生じる運営費を含むものとする。
第三者賠償リスク	38	本組合の責による場合	通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等による第三者への損害	第三者への損害	・第三者賠償	○			第三者賠償を負担	-	-	本組合、建設事業者	＜建設工事請負契約 第28条＞【第三者に及ぼした損害】 ■〔第2項〕 通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼした場合は、本組合がその損害を負担する。
	39	事業者の責による場合	建設に伴って発生した事故や他施設等に及ぼす劣化及び破損等の賠償	第三者への損害	・第三者賠償		○		-	損害の負担	損害賠償を規定	本組合、建設事業者	＜建設工事請負契約 第28条＞【第三者に及ぼした損害】 ■〔第1項〕 本工事等に伴い第三者に損害を及ぼした場合は、事業者がその損害を賠償しなければならない。
許認可取得リスク	40	本組合の責による場合	本組合が取得すべき許認可手続等の不備により、遅延が発生した場合	工期延長、運営開始の遅延	・既存施設で追加的に生じる運営費 ・事業者の業務費(増加分)	○			建設事業者の業務変更に係る経費を負担	-	-	本組合、建設事業者	＜建設工事請負契約 第21条＞【受注者の請求による設計・建設期間の延長】 ■〔第1項〕 事業者は、事業者の責めに帰すことができない事由による場合は、本組合に設計・建設期間の延長変更を請求することができる。 ■〔第2項〕 本組合は、前項の場合、請負代金額について必要と認められる変更を行い、又は事業者に損害が生じたときは必要な費用を負担する。
	41	事業者の責による場合	建設事業者が取得すべき許認可手続等の遅延、本組合の行う申請・届出等で、建設事業者が作成する資料等の不備等により遅延が発生した場合	工期延長、運営開始の遅延	・既存施設で追加的に生じる運営費 ・事業者の業務費(増加分)		○		-	本組合に生じた損害の負担	生じた損害を負担する旨を規定	本組合、建設事業者	＜建設工事請負契約 第54条＞【発注者の損害賠償請求等】 ■〔第1項〕 事業者設計・建設期間内に本工事等を完成することができないときは、本組合はこれによって生じた損害の賠償を事業者に請求する。 ※ 損害には既存施設で追加的に生じる運営費を含むものとする。
周辺環境の保全リスク	42	建設に伴って発生した騒音、振動等の周辺環境の悪化及び法令上の規制基準の不適合等による改修や賠償	協議、設計及び施工内容の変更による事業の遅延	・復旧費 ・外部ごみ処理委託費 ・建設事業者の業務変更に係る経費			○		-	本組合に生じた損害の負担(民間協定等による起因者による損害負担)	生じた損害を建設事業者が負担する旨を規定	本組合、建設事業者	＜建設工事請負契約 第27条＞【一般的損害】 ■〔第1項〕 工事目的物又は工事材料について生じた損害その他本工事等を行うにつき生じた損害は、事業者が負担する。 ＜建設工事請負契約 第54条＞【発注者の損害賠償請求等】 ■〔第1項〕 事業者は、が設計・建設期間内に本工事等を完成することができないときは、本組合はこれによって生じた損害の賠償を事業者に請求する。 ※ 損害には既存施設で追加的に生じる運営費を含むものとする。
債務不履行リスク	43	本組合の責による場合	本組合の債務不履行により業務履行が不可能な場合	事業の中止、事業の再構築	・既存施設で追加的に生じる運営費 ・事業再構築に係る経費 ・事業者の実行済業務費	○			事業者の実行済み費用(損害)の負担	-	-	本組合、建設事業者	＜建設工事請負契約 第50条＞【受注者の催告による解除権】 ■〔第1項〕 本組合が建設請負契約に違反したときは、事業者は催告の上、契約解除ができる。 ＜建設工事請負契約 第55条＞【受注者の損害賠償請求権等】 ■〔第1項〕 上記により契約が解除された場合は、本組合に損害賠償を請求できる。
	44		対価の不払いの場合	工期延長、事業開始の遅延等	・既存施設で追加的に生じる運営費 ・事業再構築に係る経費 ・事業者の業務費(増加分)	○			遅延利息の支払	-	-	本組合、建設事業者	＜建設工事請負契約 第55条＞【受注者の損害賠償請求権等】 ■〔第2項〕 請負代金額の支払いが遅れた場合は、事業者は、遅延利息の支払を本組合に請求できる。
	45		本組合の債務不履行により工事遅延となる場合	工期延長、事業開始の遅延等	・既存施設で追加的に生じる運営費 ・事業再構築に係る経費、事業者の業務費(増加分)	○			事業者の実行済み費用(損害)の負担	-	-	本組合、建設事業者	＜建設工事請負契約 第21条＞【受注者の請求による設計・建設期間の延長】 ■〔第1項〕 事業者は、事業者の責めに帰すことができない事由による場合は、本組合に設計・建設期間の延長変更を請求することができる。 ■〔第2項〕 本組合は、前項の場合、請負代金額について必要と認められる変更を行い、又は事業者に損害が生じたときは必要な費用を負担する。
	46	事業者の責による場合	事業放棄、契約解除の申出の場合	事業の中止、事業の再構築	・既存施設で追加的に生じる運営費 ・事業再構築に係る経費 ・事業者の実行済業務費		○		-	本組合に生じた損害の負担	違約金・損害賠償の支払を規定	本組合、建設事業者	＜建設工事請負契約 第46条＞【発注者の催告による解除権】 ■〔第1項〕 発注者は、工事未着手、工事の設計・建設期間超過等の場合、事業者に催告の上、契約を解除することができる。 ＜建設工事請負契約 第47条＞【発注者の催告によらない解除権】 ■〔第1項〕 本組合は、事業者が工事を完成させることができないことが明らかであるとき、契約不適合により工事目的物除去の上再建築が必要であるとき等の場合は、事業者に催告することなく、直ちに契約を解除することができる。
	47		要求水準未達成のため契約が解除される場合	事業の中止、事業の再構築	・既存施設で追加的に生じる運営費 ・事業再構築に係る経費 ・事業者の実行済業務費		○		-	本組合に生じた損害の負担	違約金・損害賠償の支払を規定		＜建設工事請負契約 第54条＞【発注者の損害賠償請求等】 ■〔第1項〕 本組合は、上記により契約が解除された場合、これによって生じた損害の賠償を事業者に請求する。 ※ 損害には既存施設で追加的に生じる運営費を含むものとする。

項目	No	リスクの内容				リスク当事者		本組合が負担するリスク等(対事業者)	事業者が負担するリスク等(対本組合)	事業者が負担するリスクを担保する方法(本組合での対応策)	契約などの当事者	対象となる契約及び契約に含む内容	
		事業推進に影響を及ぼす可能性のある事項(リスク)		想定される影響	発生する費用	本組合	事業者 建設 運営						
債務不履行リスク	48	事業者の責による場合	要求水準の未達により工事遅延となる場合	工期延長、運営開始の遅延	・既存施設で追加的に生じる運営費		○		-	本組合に生じた損害の負担	損害賠償の支払を規定	本組合、建設事業者	<建設工事請負契約 第 54 条>【発注者の損害賠償請求等】 ■〔第 1 項〕 事業者は、設計・建設期間内に本工事等を完成することができないときは、本組合はこれによって生じた損害の賠償を事業者に請求する。 ※ 損害には既存施設で追加的に生じる運営費を含むものとする。

3 運營業務段階

項目	No.	リスクの内容			リスク当事者		本組合が負担するリスク等(対事業者)	事業者が負担するリスク等(対本組合)	事業者が負担するリスクを担保する方法(本組合での対応策)	契約などの当事者	対象となる契約及び契約に含む内容
		事業推進に影響を及ぼす可能性のある事項(リスク)		想定される影響	発生する費用	本組合	建設	運営			
ごみ量、ごみ質の変動リスク	49	計画ごみ量に対し実処理量が変動した場合の費用変動		-	・変動費の増減			○	-	本組合、運営事業者	<運營業務委託契約 第 35 条>【ごみ量】 ■ 〔第 1 項〕本施設に搬入される処理対象物の量が、入札説明書等に提示している計画処理量に対し増減する場合は、運營業務委託料 A の処理単価をもって運營業務委託料 A を算定する。
	50	計画ごみ量に対し実処理量が著しく変動した場合の費用変動(計画ごみ量を超過した場合の対応)		-	・変動費の増減 ・補修費の増減 ・人件費の増減	○		△	増減分を負担	本組合、運営事業者	<運營業務委託契約 第 21 条>【災害発生時などの協力】 ■ 〔第 2 項〕 災害その他不測の事態により、計画処理量を超える多量の処理対象物が発生する等の場合、事業者は、最大限の協力を行う。その場合、本組合は、合理的な範囲の追加的費用を事業者に支払う。
	51	搬入する一般廃棄物等のごみ質が契約に規定する範囲内で変動した場合の費用変動		-	・変動費の増減			○	-	本組合、運営事業者	<運營業務委託契約 第 36 条>【ごみ質】 ■ 〔第1項〕 処理対象物の性状が、入札説明書等に定める計画ごみ質の範囲内にとどまっている限り、事業者は、処理対象物の性状の変動を原因とする運營業務委託料(運營業務委託料 A の処理単価の見直しを含む。)の変更及びその他費用の負担を請求することはできない。
	52	搬入するごみ質が要求水準書に規定する以上に著しく変動した場合の費用変動(要求水準書で規定する以外の種類のごみの持込増加等の場合等)		-	・変動費の増減 ・補修費の増減 ・人件費の増減	○		△	増減分を負担	本組合、運営事業者	<運營業務委託契約 第 36 条>【ごみ質】 ■ 〔第 2 項〕 計画ごみ質の範囲を逸脱した処理対象物が搬入された場合、計画ごみ質の範囲を逸脱した処理対象物の処理のために要した費用の増加分の費用について、事業者が合理的に逸脱を説明し、本組合が承諾した場合は、事業者は費用の増加分を請求できる。
	53	災害廃棄物等によりごみ質・ごみ量が変動した場合の費用		-	・変動費の増減 ・補修費の増減 ・人件費の増減 ・その他費用	○		△	増減分を負担(一定以上)	本組合、運営事業者	<運營業務委託契約 第 21 条>【災害発生時などの協力】 ■ 〔第 2 項〕 災害その他不測の事態により、計画処理量を超える多量の処理対象物が発生する等の場合、事業者は、最大限の協力を行う。その場合、本組合は、合理的な範囲の追加的費用を事業者に支払う。
排出禁止物及び処理不適物混入リスク	54	事業者の責による場合		運営休止(故障)	・外部ごみ処理委託費 ・復旧費			○	-	本組合、運営事業者	<運營業務委託契約 第 32 条>【性能未達期間中に生じる費用の負担】 ■ 〔第 2 項〕 事業者の責めに帰すべき事由により、運転停止、監視強化、処理能力の低下又は基本性能の不充足等の事態が生じた場合(搬入管理(処理対象物に含まれる排出禁止物及び処理不適物の排除作業等を含む。))を適切に行わなかったことに起因する場合を含む。)、それにより生じる追加費用及び責任は事業者が負担する。
	55	事業者の責によらない場合(事業者が善管注意義務を果たしている場合)		運営休止(故障)	・外部ごみ処理委託費 ・復旧費	○			ごみ処理費、復旧費を負担	本組合、運営事業者	<運營業務委託契約 第 32 条>【性能未達期間中に生じる費用の負担】 ■ 〔第1項〕 本組合の責めに帰すべき事由により、運転停止、監視強化、処理能力の低下又は基本性能の不充足等の事態が生じた場合、本組合は追加費用、復旧費用及び事業者に生じた損害を合理的な範囲で負担する。
性能未達成リスク	56	本組合の責による場合	性能の未達成が本組合の条件変更等により発生した場合	運営休止、事業内容の変更	・外部ごみ処理委託費 ・業務変更に係る経費	○			復旧費を負担	本組合、運営事業者	<運營業務委託契約 第 56 条>【損害賠償等】 ■ 〔第 1 項〕 運營業務に関連して、本組合の責に帰する事由により事業者に損害が生じた場合、本組合は、事業者に対して、生じた損害を賠償する。
	57	事業者の責による場合	施設が契約に規定する仕様及び性能の達成に不適合のリスク	運営休止、事業内容の変更	・外部ごみ処理委託費、業務変更に係る経費			○	-	本組合、運営事業者	<運營業務委託契約 第 29 条>【公害防止基準値の超過】 ■ 〔第 1 項〕 本組合の実施するモニタリング又は事業者の実施する計測等の結果、公害防止基準値を超過していることが判明した場合には、受注者は、要求水準書に定める復旧作業を行うものとし、原因の究明に努め、要求水準書に合致する正常な運転が再開されるよう、プラント設備の補修、運營業務の改善等を行わなければならない。 <運營業務委託契約 第 56 条>【損害賠償等】 ■ 〔第 2 項〕 事業者の責めに帰すべき事由により、発注者に損害が生じた場合、事業者は、本組合に対して、生じた損害を賠償する義務を負う。 ※ 復旧に長期の期間を要し、外部処理費用等が生じる場合 <運營業務委託契約書 別紙 1 モニタリング実施要領等>

項目	No.	リスクの内容				リスク当事者			本組合が負担するリスク等(対事業者)	事業者が負担するリスク等(対本組合)	事業者が負担するリスクを担保する方法(本組合での対応策)	契約などの当事者	対象となる契約及び契約に含む内容	
		事業推進に影響を及ぼす可能性のある事項(リスク)		想定される影響	発生する費用	本組合	事業者 建設	運営						
性能未達成リスク	58	事業者の責による場合	性能未達成に係る費用負担等	要求水準の未達成	運営休止、事業内容の変更	・外部ごみ処理委託費 ・業務変更に係る経費			○	-	調査費、復旧費を負担	運営事業者の責任の旨を規定	本組合、運営事業者	＜運営業務委託契約 第 32 条＞【性能未達期間中に生じる費用の負担】 ■〔第 2 項〕 事業者の責めに帰すべき事由により、運転停止、監視強化、処理能力の低下又は基本性能の不充足等の事態が生じた場合(搬入管理(処理対象物に含まれる排出禁止物及び処理不適物の排除作業等を含む。))を適切に行わなかったことに起因する場合を含む。)、それにより生じる追加費用及び責任は事業者が負担する。 ※ただし、設計・建設に係る契約不適合責任に起因する場合は、運営事業者はその責を負わない。
	59	本組合の責による場合		性能の未達成が施設設計・施工の契約不適合により発生した場合	運営休止、事業内容の変更	・外部ごみ処理委託費 ・業務変更に係る経費	○			復旧費を負担	-	-	本組合、運営事業者	＜運営業務委託契約 第 32 条＞【性能未達期間中に生じる費用の負担】 ■〔第 1 項〕 本組合の責めに帰すべき事由により、運転停止、監視強化、処理能力の低下又は基本性能の不充足等の事態が生じた場合、本組合は追加費用、復旧費用及び事業者に生じた損害を合理的な範囲で負担する。 ※建設工事請負契約に規定する契約不適合によるものを含む。
	60	事業者(建設事業者)の責による場合	性能未達成に係る費用負担等	性能の未達成が施設設計・施工の契約不適合により発生した場合	運営休止、事業内容の変更	・外部ごみ処理委託費 ・業務変更に係る経費			○	復旧費を負担	調査費、復旧費を負担	建設事業者の責任の旨を規定	本組合、建設事業者	＜建設工事請負契約 第 43 条＞【契約不適合責任】 ■〔第 1 項〕 本組合は、契約不適合がある場合はその履行の追完を請求することができる。 ■〔第 3 項〕 本組合は、事業者による履行の追完が行われない場合は、代金の減額を請求することができる。 ※DBO 方式での運営業務委託契約には建設事業者が調印者として含まれないため、建設事業者の不適合責任による本施設の性能未達成は、運営業務委託契約上、本組合がそれにより生じた損害を負担し、本組合は建設請負契約に基づき、当該損害を建設請負事業者に対して訴求することを想定している。 ＜建設工事請負契約 第 44 条の 2＞【性能保証責任】
施設破損リスク	61	事業者の責による事故、火災等による本施設の修復等にかかる費用増大			運営休止(故障)、修繕	・外部ごみ処理委託費 ・復旧費			○	-	ごみ処理費、復旧費を負担	運営事業者の責任の旨を規定	本組合、運営事業者	＜運営業務委託契約 第 56 条＞【損害賠償等】 ■〔第 2 項〕 事業者の責めに帰すべき事由により、発注者に損害が生じた場合、事業者は、本組合に対して、生じた損害を賠償する義務を負う。
	62	事業者の責によらない場合、本施設の破損に伴う費用増大			運営休止(故障)、修繕	・外部ごみ処理委託費 ・復旧費			○	復旧費を負担	-	-	本組合、運営事業	＜運営業務委託契約 第 56 条＞【損害賠償等】 ■〔第 1 項〕 運営業務に関連して、本組合の責に帰する事由により事業者に損害が生じた場合、本組合は、事業者に対して、生じた損害を賠償する。 ※例えば第三者による施設破損の場合、本組合は復旧費・運営事業者に対する損害賠償を負担し、その後、原因者である第三者へ当該復旧費・損害賠償相当額を請求する。
運営費増大リスク	63	本組合の条件変更等により運営費の増加が発生した場合			-	・運営事業者の業務変更に係る経費	○			運営事業者の業務変更に係る経費を負担(協議)	-	-	本組合、運営事業者	＜運営業務委託契約 第 56 条＞【損害賠償等】 ■〔第 1 項〕 運営業務に関連して、本組合の責に帰する事由により事業者に損害が生じた場合、本組合は、事業者に対して、生じた損害を賠償する。 ＜運営業務委託契約 第 60 条＞【契約の変更】 ■〔第 1 項〕 運営業務に係る前提条件又は運営業務により達成すべき内容に変更が生じたとき、その他特別な事情が生じたときは、本組合と事業者との協議の上、運営業務委託契約の規定を書面にて合意することにより、変更することができる。
	64	事業者の責により運営費の増加が発生した場合			-	・運営事業者の業務変更に係る経費			○	-	増加分を負担	運営事業者の責任の旨を規定(本組合の追加費用負担なしを規定)	本組合、運営事業者	＜運営業務委託契約 第 37 条＞【運営業務委託料等の支払】 ■〔第 1 項〕 運営業務委託料には、運営業務の遂行に必要な一切の費用が含まれるものとし、別途規定がある場合を除き、事業者は、本組合に対し、運営業務委託料以外の支払いを請求できない。
技術革新リスク	65	技術革新による施設・設備等の更新費用、新技術採用のための費用変動 ※将来において新技術導入により業務効率の改善や費用削減が見込める技術の導入がある場合			-	-	○		○	(本組合と運営事業者の協議による)	-	-	本組合、運営事業者	＜運営業務委託契約 第 45 条＞【新ごみ処理施設の改良保全】 ■〔第 1 項〕 本組合及び事業者は、本施設の運営業務に関連して著しい技術又は手法の革新等がなされた場合、新技術等の導入について検討し、本施設の改良保全提案を行う。 ■〔第 2 項〕 新技術等の導入検討に係る費用は、事業者が負担する。ただし、本組合が負担することが合理的と発注者が認める費用については、本組合が負担する。 ■第 1 項の提案の結果、運営業務委託料を低減できる場合、本組合及び事業者は、当該新技術等の導入及び運営業務委託料の減額について協議する。
物価変動リスク	66	物価変動により、運営費が変動する場合			-	・物価変動による委託料の増減	○		△	物価変動による委託料の増減	一定の範囲内は負担	見直しルールを規定	本組合、運営事業者	＜運営業務委託契約 第 38 条＞【運営業務委託料の改定】 ＜運営業務委託契約書 別紙 4 運営業務委託料＞ ■運営業務委託料は、物価変動が 1.5%を超える場合改定される。
政治リスク	67	本組合の政策方針の転換、財政破綻等により事業の実施が不可能となる場合			事業の中止、事業の再構築	・外部ごみ処理委託費 ・事業再構築に係る経費 ・事業者の実行済み業務費	○			契約の解除、運営事業者の実行済み費用(損害)の負担	-	-	本組合、運営事業者	＜運営業務委託契約 第 49 条＞【本組合の解除権】 ■〔第 1 項〕 本組合は、必要と認めるときは、契約の全部を解除することができる。この場合、本組合は、事業者に生じた損害を賠償する責任を負う。

項目	No.	リスクの内容			リスク当事者			本組合が負担するリスク等(対事業者)	事業者が負担するリスク等(対本組合)	事業者が負担するリスクを担保する方法(本組合での対応策)	契約などの当事者	対象となる契約及び契約に含む内容
		事業推進に影響を及ぼす可能性のある事項(リスク)	想定される影響	発生する費用	本組合	事業者 建設	運営					
政治リスク	68	本組合の政策方針の転換等により事業の変更が必要になった場合	運営休止、事業内容の変更	・外部ごみ処理委託費 ・業務変更に係る経費	○			運営事業者の業務変更に係る経費を負担(協議)	-	-	本組合、運営事業者	<u><運営業務委託契約 第56条>【損害賠償等】</u> ■〔第1項〕 運営業務に関連して、本組合の責に帰する事由により事業者に損害が生じた場合、本組合は、事業者に対して、生じた損害を賠償する。 <u><運営業務委託契約 第60条>【契約の変更】</u> ■〔第1項〕 運営業務に係る前提条件又は運営業務により達成すべき内容に変更が生じたとき、その他特別な事情が生じたときは、本組合と事業者との協議の上、運営業務委託契約の規定を書面にて合意することにより、変更することができる。
不可抗力リスク	69	大規模災害による損害が大きく、事業の実施が不可能となる場合	事業の中止、事業の再構築	・外部ごみ処理委託費 ・事業再構築に係る経費 ・事業者の実行済業務費	○			契約の解除、運営事業者の実行済み費用の負担	-	-	本組合、運営事業者	<u><運営業務委託契約 第54条>【法令変更又は不可抗力の場合の解除】</u> ■〔第1項〕 本組合又は事業者は、法令変更又は不可抗力により、本事業の継続が不能となった場合又は本事業の継続に過分の費用を要することとなった場合には、契約を解除することができる。履行済みの運営業務に対応する未払いの運営業務委託料を、速やかに事業者に支払う。解除により本組合又は事業者が発生した損害及び費用は、各自で負担する。
	70	大規模災害による損害が発生し、修復のため遅滞や追加費用等が発生する場合	運営休止、事業内容の変更	・復旧費 ・外部ごみ処理委託費 ・業務変更に係る経費	○		△	災害復旧費を負担	-	本施設に生じた損害の1%までを運営事業者が負担する旨を規定する。	本組合、運営事業者	<u><運営業務委託契約 第43条>【不可抗力によって発生した費用等の負担】</u> <u><運営業務委託契約書 別紙5 不可抗力の場合の費用分担></u> ■〔第1項〕 不可抗力が生じた日から一定期間内に契約の変更、費用負担等についての合意が成立しない場合、本組合は、当該不可抗力への合理的な対応措置を事業者に通知し、事業者は、これに従って運営業務を継続し、この場合、本組合は損害額の100分の1を超える額を負担する。
	71	性能の未達成が不可抗力により発生した場合	運営休止、事業内容の変更	外部ごみ処理委託費、業務変更に係る経費	○			調査費、復旧費を負担	-	-	本組合、運営事業者	<u><運営業務委託契約 第32条>【性能未達期間中に生じる費用の負担】</u> ■〔第3項〕 不可抗力により、本施設の運転停止、監視強化、処理能力の低下又は基本性能の不充足等の事態が生じた場合は、発注者は、運営業務委託料B及び運営業務委託料D(第37条第2項による控除を受けた委託料とする。)、及び運営業務委託料Aの支払を行う。
住民対応リスク	72	本組合の責による場合	本施設の存在自体やごみ処理のあり方等について住民よりクレームがあった場合	運営休止、事業内容の変更			○	-	-	-	本組合、運営事業者	<u><運営業務委託契約> 事業者の責に該当する各規定</u> ■本組合の責により生じた要求水準未達、債務不履行等に伴う住民からのクレームへの対応に要する経費は本組合が負担する。
	73	事業者の責による場合	事業者の運営計画や運営業務の不備等により住民よりクレームがあった場合	運営休止、事業内容の変更			○	-	-	-	本組合、運営事業者	<u><運営業務委託契約> 事業者の責に該当する各規定</u> ■事業者の責により生じた要求水準未達、債務不履行等に伴う住民からのクレームへの対応に要する経費は事業者が負担する。
第三者賠償リスク	74	施設の運営に伴って発生した事故や他施設等に及ぼす劣化及び破損等の賠償	-	・第三者賠償			○	-	損害の負担	損害賠償を規定 第三者賠償責任保険への加入を義務付け	本組合、運営事業者	<u><運営業務委託契約 第58条>【第三者への賠償】</u> ■運営業務の遂行に関して、事業者の責に帰する事由により第三者に損害が生じた場合、事業者は、当該損害を賠償する。
許認可取得リスク	75	本組合の責による場合	本組合が取得すべき許認可手続等の不備により、遅延が発生した場合	運営開始の遅延	○			事業者の実行済み費用(損害)の負担	-	-	本組合、運営事業者	<u><運営業務委託契約 第56条>【損害賠償等】</u> ■〔第1項〕 運営業務に関連して、本組合の責に帰する事由により事業者に損害が生じた場合、本組合は、事業者に対して、生じた損害を賠償する。
	76	事業者の責による場合	運営事業者が取得すべき許認可手続等の遅延、本組合の行う申請・届出等で、運営事業者が作成する資料等の不備等により遅延が発生した場合	運営開始の遅延			○	-	本組合に生じた損害の負担	生じた損害を負担する旨を規定	本組合、運営事業者	<u><運営業務委託契約 第56条>【損害賠償等】</u> ■〔第1項〕 運営業務に関連して、事業者の責に帰する事由により本組合に損害が生じた場合、事業者は、本組合に生じた損害を賠償する。
周辺環境の保全リスク	77	施設の運営に伴って発生した騒音、振動、悪臭基準等の未達成及び法令上の規制基準の不適合等による改修や賠償	運営委託契約の見直し、協議、業務内容の変更による事業の遅延	・復旧費 ・外部ごみ処理委託費 ・運営事業者の業務変更に係る経費			○	-	本組合に生じた損害の負担	運営事業者が、生じた損害を負担する旨を規定	本組合、運営事業者	<u><運営業務委託契約 第56条>【損害賠償等】</u> ■〔第1項〕 運営業務に関連して、事業者の責に帰する事由により本組合に損害が生じた場合、事業者は、本組合に生じた損害を賠償する。
債務不履行リスク	78	本組合の責による場合	本組合の債務不履行により業務履行が不可能の場合	事業の停止、事業の再構築	○			事業者の実行済み費用(損害)の負担	-	-	本組合、運営事業者	<u><運営業務委託契約 第53条>【事業者の解除権】</u> ■〔第1項〕 事業者は、本組合が本運営業務委託契約に違反したときは、その履行を催告し、本運営業務委託契約を解除することができる。 ■〔第4項〕 事業者は、本組合に対し契約解除により生じた損害の賠償を請求することができる。
	79		本組合が債務の履行を行わない事態を一定期間継続した場合	事業の停止、事業の再構築	○			事業者の実行済み費用(損害)の負担	-	-	本組合、運営事業者	<u><運営業務委託契約 第53条>【事業者の解除権】</u> ■〔第1項〕 事業者は、本組合が本運営業務委託契約に違反したときは、その履行を催告し、本運営業務委託契約を解除することができる。 ■〔第4項〕 事業者は、本組合に対し契約解除により生じた損害の賠償を請求することができる。

項目	No.	リスクの内容			リスク当事者			本組合が負担するリスク等(対事業者)	事業者が負担するリスク等(対本組合)	事業者が負担するリスクを担保する方法(本組合での対応策)	契約などの当事者	対象となる契約及び契約に含む内容
		事業推進に影響を及ぼす可能性のある事項(リスク)	想定される影響	発生する費用	本組合	事業者 建設	事業者 運営					
債務不履行リスク	80	本組合の責による場合	対価の不払いの場合	事業の停止	・遅延損害金(遅延利息)	○		運営事業者に対する損害負担	-	-	本組合、運営事業者	<運営業務委託契約 第53条>【事業者の解除権】 ■〔第1項〕 事業者は、本組合が本運営業務委託契約に違反したときは、その履行を催告し、本運営業務委託契約を解除することができる。 ■〔第4項〕 事業者は、本組合に対し契約解除により生じた損害の賠償を請求することができる。 <運営業務委託契約 第37条>【運営業務委託料等の支払】 ■〔第4条〕 本組合は、運営業務委託料の支払を遅延した場合は事業者に遅延利息を支払う。
債務不履行リスク	81	事業者の責による場合	事業放棄、重大な契約違反の場合	事業の中止、事業の再構築	・外部ごみ処理委託費 ・事業再構築に係る経費 ・事業者の実行済業務費		○	-	本組合に生じた損害の負担	違約金・損害賠償の支払を規定	本組合、運営事業者	<運営業務委託契約 第49条>【本組合の解除権】 ■〔第2項〕 本組合は、事業者が第2項各号に相当することとなった場合、催告することなく、契約を解除することができる。 ■〔第3項〕 本組合は事業者が第3項各号に相当することとなった場合、30日内の催告期間を定め、履行を催告し、期間内に履行がなされない場合は契約を解除することができる。 <運営業務委託契約 第50条>【本組合による解除の場合の違約金】 ■〔第1項〕 事業者は、解除の日から運営期間満了日までの残期間に係る運営業務委託料の10分の1に相当する金額又は年間運営業務委託料のうちいずれか高い方の金額を支払う。
	82		要求水準の未達、債務不履行が猶予期間を経過しても改善が見込めない場合	事業の中止、事業の再構築	・外部ごみ処理委託費 ・事業再構築に係る経費 ・事業者の実行済業務費		○	-	本組合に生じた損害の負担	違約金・損害賠償の支払を規定		<運営業務委託契約 第56条>【損害賠償等】 ■〔第1項〕 運営業務に関連して、事業者の責に帰する事由により本組合に損害が生じた場合、事業者は、本組合に生じた損害を賠償する。
	83	事業者の責による場合	要求水準の未達、債務不履行の場合	運営休止、事業内容の変更	・外部ごみ処理委託費 ・業務変更に係る経費		○	-	本組合に生じた損害の負担	損害賠償の支払を規定	本組合、運営事業者	

4 事業終了段階

項目	No.	リスクの内容			リスク当事者			本組合が負担するリスク等(対事業者)	事業者が負担するリスク等(対本組合)	事業者が負担するリスクを担保する方法(本組合での対応策)	契約などの当事者	対象となる契約及び契約に含む内容
		事業推進に影響を及ぼす可能性のある事項(リスク)	想定される影響	発生する費用	本組合	事業者 建設	事業者 運営					
事業終了時の諸手続に係る費用の増大リスク	84	引継ぎ資料の不備、後任事業者への教育の不備、諸手続の遅れ等による遅延リスク	事業終了の遅延、事業内容の変更	・遅延期間に係る運営費または外部ごみ処理委託費			○	-	本組合に生じた損害の負担	生じた損害を負担する旨を規定	本組合、運営事業者	<運営業務委託契約 第55条>【本運営業務委託契約の期間満了及び解除による終了に際しての処置】 ■〔第2項〕 事業者は、本組合の要求に基づき、後任事業者の選定に協力するとともに、後任事業者に対して本施設の適正な運転等に関する教育を行った上で、引き継ぎを行うものとする。 ■〔第9項〕 本施設の運転等に関する教育及び運営業務の引継ぎを、故意又は過失により怠った場合、当該懈怠から生じた本組合の損害を賠償する。
	85	本組合の責に帰する事業終了時の諸手続の遅れ、後任事業者の選定の遅れ等の本組合の事由による費用増大	-	・運営事業者の業務変更に係る経費	○			運営事業者の業務変更に係る経費を負担	-	-	本組合、運営事業者	<運営業務委託契約 第56条>【損害賠償等】 ■〔第1項〕 運営業務に関連して、本組合の責に帰する事由により事業者に損害が生じた場合、本組合は、事業者に対して、生じた損害を賠償する。

5 共通

項目	No.	リスクの内容			リスク当事者			本組合が負担するリスク等 (対事業者)	事業者が負担するリスク等 (対本組合)	事業者が負担するリスクを担保する方法 (本組合での対応策)	契約などの当事者	対象となる契約及び契約に含む内容
		事業推進に影響を及ぼす可能性のある事項(リスク)	想定される影響	発生する費用	本組合	事業者 建設	事業者 運営					
反社会的勢力等の関与のリスク	86	談合その他の不正行為、暴力団の関与による違約金、損害賠償が発生した場合	事業の停止、事業の再構築	事業の中止、事業の再構築 ・既存施設で追加的に生じる運営費又は外部ごみ処理委託費 ・事業再構築に係る経費		○	○	-	本組合に生じた損害の負担	違約金・損害賠償の支払を規定	本組合、建設事業者 運営事業者 構成企業・協力企業	＜基本契約 第8条＞【事業契約】 ■ 談合、暴力団の関与が認められる場合の解除権 ＜建設工事請負契約 第47条＞【発注者の催告によらない解除権】 ＜建設工事請負契約 第54条＞【発注者の損害賠償請求等】 ＜建設工事請負契約 第57条＞【公正入札違約金】 ■ 談合に該当する場合、請負代金額／契約金額の10分の1に相当する金額の支払 ■ 暴力団の関与が認められる場合の契約解除権 ■ 契約が解除された場合の違約金の10分の1に相当する金額の支払 ＜運営業務委託契約 第49条＞【本組合の解除権】 ＜運営業務委託契約 第50条＞【本組合による解除の場合の違約金】 ＜運営業務委託契約 第51条＞【不正行為に伴う損害賠償の予定】 ■ 基本契約に規定する談合、暴力団の関与が認められる場合の解除権 ■ 契約が解除された場合の違約金の10分の1に相当する金額の支払 ※ただし、違約金を上回る損害賠償請求を妨げない。
制度、法改正リスク	87	設計・建設段階	法制度・許認可の新設、変更により事業の実施が不可能となる場合	事業の中止、事業の再構築 ・既存施設で追加的に生じる運営費 ・事業再構築に係る経費 ・事業者の実行済み業務費	○			契約の解除、建設事業者の実行済み費用の負担	-	-	本組合、建設事業者	＜建設工事請負契約 第29条の2＞【法令の変更】 ■〔第1項〕法令の変更により、損害、損失又は増加費用が生じた場合、契約又は入札説明書等に従って工事目的物の整備ができなくなった場合、その他本工事等の実施が不可能となった場合、又は、契約又は入札説明書等に従って工事目的物の整備のために増加費用が必要な場合、契約及び入札説明書等の変更並びに損害、損失及び増加費用の負担その他必要な事項について、協議する。
	88		法制度・許認可の新設、変更により事業の変更が必要になった場合	工期延長、運営開始の遅延 ・既存施設で追加的に生じる運営費 ・業務変更に係る経費	○			建設事業者の業務変更に係る経費を負担	-	-	本組合、建設事業者	＜建設工事請負契約 第29条の2＞【法令の変更】 ■〔第1項〕法令の変更により、損害、損失又は増加費用が生じた場合、契約又は入札説明書等に従って工事目的物の整備ができなくなった場合、その他本工事等の実施が不可能となった場合、又は、契約又は入札説明書等に従って工事目的物の整備のために増加費用が必要な場合、契約及び入札説明書等の変更並びに損害、損失及び増加費用の負担その他必要な事項について、協議する。
	89	運営業務段階	法制度・許認可の新設、変更により事業の実施が不可能となる場合	事業の中止、事業の再構築 ・外部ごみ処理委託費 ・事業再構築に係る経費 ・事業者の実行済み業務費	○			契約の解除、運営事業者の実行済み費用の負担	-	-	本組合、運営事業者	＜運営業務委託契約 第54条＞【法令変更又は不可抗力の場合の解除】 ■〔第1項〕法令変更により、運営業務の継続が不能となった場合又は運営業務の継続に過分の費用を要する場合、不可抗力に係る対応に準じて、本組合が増加費用を負担又は契約を解除する。
	90		法制度・許認可の新設、変更により事業の変更が必要になった場合	運営休止、事業内容の変更 ・外部ごみ処理委託費 ・業務変更に係る経費	○			運営事業者の業務変更に係る経費を負担	-	-	本組合、運営事業者	＜運営業務委託契約 第54条＞【法令変更又は不可抗力の場合の解除】 ■〔第1項〕法令変更により、運営業務の継続が不能となった場合又は運営業務の継続に過分の費用を要する場合、不可抗力に係る対応に準じて、本組合が増加費用を負担又は契約を解除する。
税制度リスク	91	設計・建設段階	税制度の変更等により建設事業者における税負担が変動する場合	-	○			法令に従い適切に負担	-	-	本組合、建設事業者	＜建設工事請負契約 第29条の2＞【法令の変更】 ■〔第1項〕法令の変更により、損害、損失又は増加費用が生じた場合、契約及び入札説明書等に従って工事目的物の整備ができなくなった場合、その他本工事等の実施が不可能となった場合、又は契約又は入札説明書等に従って工事目的物の整備のために増加費用が必要な場合は、契約及び入札説明書等の変更並びに損害、損失及び増加費用の負担その他必要な事項について、協議する。
	92	運営業務段階	税制度の変更等により運営事業者における税負担が変動する場合	-	○			法令に従い適切に負担	-	-	本組合、運営事業者	＜運営業務委託契約 第41条＞【法令変更】 ■〔第2項〕本組合は、契約の変更その他の報告された事態に対する契約の変更及び費用負担等の対応措置について、速やかに事業者と協議する。
	93		運営事業者の利益に課される税(法人税等)の負担が変動する場合	-			○	-	法令に従い適切に負担	運営事業者が負担する旨を規定	本組合、運営事業者	＜運営業務委託契約 第41条＞【法令変更】 ■〔第3項〕事業者は、税制度に関する法令変更のうち、運営業務に直接関係する税制度の新設・変更に関するもの以外の税制度に関する法令変更に起因する追加費用及び損害を負担する。